

少年法の一部を改正する法律案要綱

第一 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大

一 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」（第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であってこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものを含む。）から「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」（第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であってこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものを含む。）に拡大すること。（第二十二條の三関係）

二 検察官関与制度の対象事件の範囲を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」から「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大すること。（第二十二條の二関係）

第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

一 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対して、無期刑をもって処断すべき場合において、有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑の上限を「十五年」から「二十年」に引き上げること。（第五十一條第二項関係）

二 少年に対する不定期刑の規定の見直し

1 少年に対して不定期刑を科す事件の範囲を「長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」から「有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」に改めるとともに、短期は、長期の二分の一（長期が十

年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。2において同じ。）の範囲内を下回ることができないとする
こと。

- 2 不定期刑の短期について、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一及び長期の二分の一を下回らない範囲内において、定めることができるものとする。
- 3 不定期刑の長期と短期の上限について、「十年」と「五年」から「十五年」と「十年」に引き上げること。

（第五十二条関係）

- 三 第五十一条第二項の規定により言い渡した有期刑について、仮釈放を許すことができるまでの期間を「三年」から「その刑期の三分の一」に改めること。（第五十八条第一項第二号関係）

第三 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条ないし第五条関係）